

平成29年3月31日

各指定特定相談支援事業者 様
各指定一般相談支援事業者 様
各指定障害福祉サービス事業者 様
各指定京都市地域生活支援事業の事業者 様

保健福祉局障害保健福祉推進室
在宅福祉課長、施設福祉課長
(在宅福祉第一担当、施設福祉担当)

介護予防・日常生活支援総合事業への移行に係る取扱い等について（通知）

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成29年4月1日から、介護保険制度において介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が開始されます。

総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者（要支援1・要支援2の方）の他、基本チェックリスト（別紙1）の実施により総合事業対象と判定された方（以下「総合事業対象者」という。）が利用することができます。

これまで、要介護認定の結果が非該当になった方については、介護保険制度のサービスを利用できませんでしたが、平成29年4月1日以降、総合事業対象者は介護保険制度のうち総合事業のサービスを利用することができるようになります。

このため、障害福祉サービスに相当するサービスが総合事業のサービスにある場合は、介護保険制度が優先されることから、総合事業のサービスの利用が優先されることとなります。

つきましては、障害福祉サービスから総合事業への移行に係る取扱い等について下記のとおり通知しますので、よろしくお願い申し上げます。

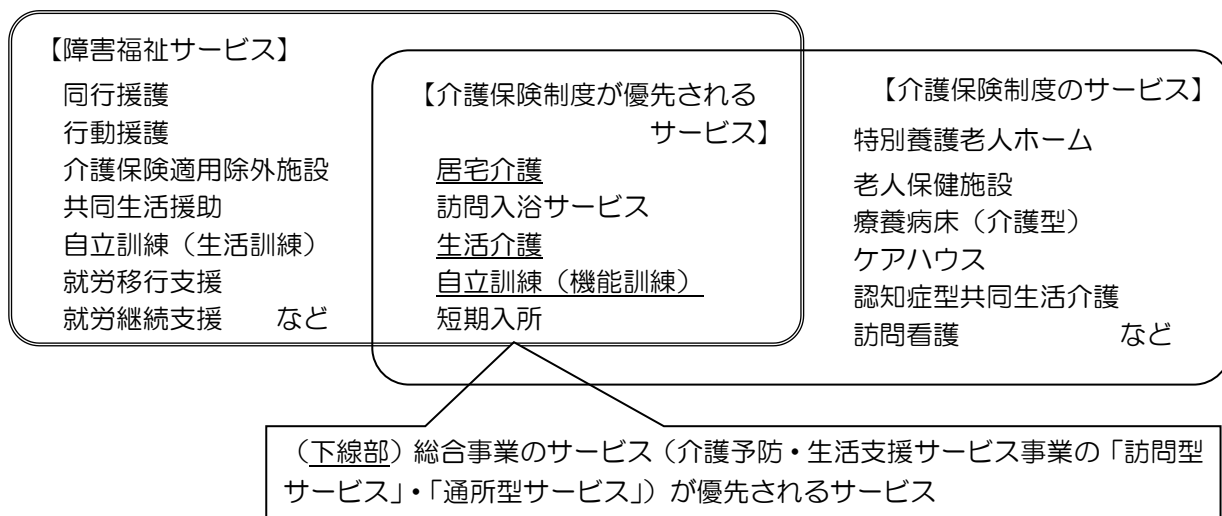
※ 京都市総合事業の実施内容については京都市情報館の「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」のページを御覧ください。<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000212672.html>

記

1 総合事業のサービスが優先される障害福祉サービスについて

居宅介護、生活介護（施設入所支援又は共同生活援助との併給を除く。）及び自立訓練（機能訓練）については、総合事業のサービスに相当するサービスがあるため、総合事業を優先して利用することとなります。ただし、居宅介護については、介護保険への上乗せ基準（別紙2）に該当するものは、総合事業対象者である場合も引き続き上乗せ基準対象のサービスを利用することができます。また、生活介護（施設入所支援又は共同生活援助との併給を除く。）及び自立訓練（機能訓練）（以下「生活介護等」という。）については、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であることから、申請者の意向等を把握したうえで、必要としている支援の内容が総合事業のサービスでは受けられないと認められる場合は、引き続き生活介護等を利用することができます。

なお、総合事業の対象者は第1号被保険者であり、第2号被保険者は対象外のため、第2号被保険者が要介護認定の申請を行い非該当となった場合は、基本チェックリストを実施せず、障害福祉サービスを利用することとなります。



2 障害福祉サービスから総合事業への移行の検討等について

平成29年4月1日以降に、要介護認定が非該当の65歳以上（※）の方が障害福祉サービスの利用を希望する場合で、利用を希望するサービスが総合事業のサービスにあると認められる場合は、区・支所の介護保険担当の窓口又は地域包括支援センターにおいて、基本チェックリストの実施が必要となります。このうち、現在、要介護認定の結果が非該当となって居宅介護や生活介護等を利用している方については、原則、平成29年4月1日以降の現在利用している障害福祉サービスの支給決定の更新時期に総合事業への移行を検討することとなります。

また、平成29年4月1日以降に、要介護認定が未申請の65歳以上（※）の方が障害福祉サービスの利用を希望する場合で、利用を希望するサービスが介護保険のサービス及び総合事業のサービスにあると認められる場合は、区・支所の介護保険担当の窓口又は地域包括支援センターにおいて、要介護認定の申請又は基本チェックリストの実施が必要となります。要介護認定の結果が非該当となった場合は、原則、基本チェックリストも実施することとなります。

※ 65歳到達による第1号被保険者資格取得日より前（60日以内）に要介護認定を申請した方を含む

3 総合事業のサービスと障害福祉サービスを併給する方のサービス等利用計画書の取扱いについて

介護保険制度で居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成対象者となる場合は、原則（※）サービス等利用計画書の作成は不要ですが、介護保険制度のうち総合事業のサービスのみを利用し、障害福祉サービスを併給する方は、介護予防ケアマネジメントと併せてサービス等利用計画書の作成が必要です。

なお、総合事業のサービス及び介護予防給付を利用する場合は、介護予防サービス計画の作成対象者となるため、原則（※）、サービス等利用計画書の作成は不要です。

※ 障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画書の作成が必要と認める場合に求めるものとされています。

京都市基本チェックリスト

記入日（実施日）： 年 月 日

被保険者 番号	—	住所地特例 ※該当者のみ記入	保険者（ ）
住所	電話（ ）		
フリガナ	生年月日	明・大 昭・西暦	年 月 日
氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女

No	質問項目	いずれかに○を お付けください		「1」の ○の数
日常生活	1 バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	①
	2 日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
	3 預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
	4 友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
	5 家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
運動機能	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	②
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
	8 15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
	9 この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
栄養	10 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	③
	11 6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
口腔	12 身長、体重をご記入ください。（※）	身長（ ）cm 体重（ ）kg		④
	13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
	14 お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
外出	15 口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	⑤
	16 週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
物忘れ	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	⑥
	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	
	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
気持ち	20 今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	⑦
	21 （ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
	22 （ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
	23 （ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
	24 （ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25 （ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

※No12については、「BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」が18.5未満の場合に該当「1」とする。

区分	日常生活	運動機能	栄養	口腔	外出	物忘れ	気持ち	判定
No.	1～20	6～10	11～12	13～15	16～17	18～20	21～25	①～⑦のうちいずれかに該当する項目があれば、事業対象者に該当します。
判定基準	10点以上	3点以上	2点全て	2点以上	No. 16 該当	1点以上	2点以上	
該当項目 (○をする)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	

事業対象者	基本チェックリスト実施者
該当 / 非該当	区役所・支所／地域包括支援センター（ ）

【事業対象者の登録をされる方へ】

基本チェックリストによる判定結果は、今後の介護予防ケアマネジメントに活用するため、京都市、地域包括支援センター及び事業所その他必要な範囲で関係する者に提示します。

類型	種別	要件	対象サービス
身体障害	全身性障害	以下のいずれにも該当 ①身体障害者手帳において機能障害の等級が全身性又はこれに準ずるもの ②要介護度5又はこれに準ずるものであり、支給単位数を限度額まで利用しているもの	身体介護，家事援助，通院等介助（身体介護を伴う）又は重度訪問介護（居宅内介護）
	内部障害	以下のいずれにも該当 ①身体障害者手帳において，内部障害の等級が1，2級又はこれに準ずるもの ②介護保険の支給単位数を限度額まで利用しているもの（要介護度は問わない）	通院等の支援の観点から，基本的に通院等介助又は通院等乗降介助（※1）
	視覚，聴覚障害	身体障害者手帳において，視覚又は聴覚障害の等級が1，2級又はこれに準ずるもの	コミュニケーション支援の観点から，基本的に家事援助（※1，2）
知的障害	療育手帳の程度が，A判定又はこれに準ずるもの		
精神障害	精神障害者保健福祉手帳の等級が1級又はこれに準ずるもの		
難病患者等	要介護度5又はこれに準ずるものであり，支給単位数を限度額まで利用しているもの		身体介護，家事援助，通院等介助（身体介護を伴う）又は重度訪問介護（居宅内介護）

（※1）障害特有の必要性が認められる場合には，基本的な対象サービス以外のサービスも支給決定できる。

（※2）精神障害者への共同実践については，介護保険制度に同種のサービスがあるため，基本的には介護保険制度のサービスが優先される。